

奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

奈良県公安委員会

委員長 菊池 武之祐

奈良県公安委員会規則第3号

奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成25年3月奈良県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。第12条第2項において「規則」という。）第11条及び」を削る。

第2条第1項第3号中「電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第2条第1項第4号中「電子署名を行う者」を「申請等をする者又は奈良県公安委員会等」に改め、同項第5号中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第3条第8号及び」を削り、同項第6号中「法第3条第9号及び」を削り、同条第2項中「法」を「条例」に改める。

第3条中「法第6条第1項又は」を削り、「をいう」を「とする」に改める。

第4条の見出しを「（電子情報処理組織による申請等）」に改め、同条第1項中「法

第6条第1項又は」及び「行おうと」を削る。

第5条中「法第6条第4項又は」を削る。

第6条第1項中「法第6条第6項又は」を削る。

第7条中「法第7条第1項又は」を削り、「をいう」を「とする」に改める。

第8条の見出しを「（電子情報処理組織による処分通知等）」に改め、同条第1項中「法第7条第1項又は」を削り、「の内容」を「を書面等により行うときに記載すべき事項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 書面等により行われた場合に携帯すべきこととされている処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、当該処分通知等に係る電磁的記録を電磁的記録媒体に記録するとともに、当該電磁的記録を当該電磁的記録媒体から再生し、かつ、当該処分通知等を行った者が電子署名を行ったものであることを確認することができる機器と共に当該電磁的記録媒体を携帯しなければならない。ただし、行政機関等の指定する方法により当該処分通知等を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。

第8条第2項の次に次の2項を加える。

3 書面等により行われた場合に返納その他奈良県公安委員会等へ返還が求められている処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、公安委員会又は警察本部長が定める場合を除き当該処分通知に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

4 前項の場合において、処分通知等の返納その他奈良県公安委員会等への返還を行うときは、当該処分通知等に係る電磁的記録を処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去しなければならない。

第9条各号列記以外の部分中「法第7条第1項ただし書又は」を削り、同条第1号中「識別符号」を「識別番号」に、「暗証符号」を「暗証番号」に改める。

第10条中「法第7条第4項又は」を削る。

第11条中「法第7条第5項又は」を削る。

第12条中第2項を削り、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録による作成等）

第12条 奈良県公安委員会等は、条例第8条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該作成等に係る事項を奈良県公安委員会等の使用に係

る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

- 2 奈良県公安委員会等が、法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合には、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。